

## 社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称） の開催に向けての主要論点

### 1. 円卓会議の目的や基本理念についての考え方

#### （1）目指すべき社会像と取り組むべき課題

**国として社会的責任の取組を戦略的に促進する際に、特に目指すべき目標と取り組むべき社会的課題を、以下のような整理で考えてはどうか？**

##### ステークホルダーへの説明責任に立脚した新たな経済社会システム

- ・急速なグローバル化や技術革新の進展による行政の役割の限界、世界的な規制緩和の潮流等を背景に、法令や規制の枠組みを超えた取組の必要性が高まっている。
- ・これらの動きの中で、社会を構成する多様な主体が、それぞれの特性と創意を活かしながら自ら社会的責任を果たす、ステークホルダーへの説明責任に立脚した新たな経済社会システムを構築することが緊要な課題となっている。

##### 「規制から規律へ」と競争力の強化

- ・特に企業に関しては、環境や社会面での取組を積極的に評価する市場の傾向を前提とすれば、官主導の規制社会から脱却し、市場規律に基づく健全な市場社会へ移行することにより、社会的責任の取組が一層強化されるとともに、安全技術や環境技術など我が国の強みを活かした技術革新が促され、競争力の強化に資する。

##### 安全・安心で持続可能な未来の実現

- ・上記のような新たな経済社会システムの構築によって、我が国が国家戦略として特に取り組むべき課題は、
  - ）政府による規制や既存の社会システムのみでは十分に対処できず、
  - ）国レベルで戦略的に取り組む必要があるものであり、このような課題としては、例えば、「国民生活における安全・安心の確保」、「我が国経済社会の持続可能性の確保」、「地球及び人類の持続可能性の確保」などの課題が考えられる（後述）。

## (2) マルチステークホルダー・プロセスの必要性

**上記のような課題に対処するために、本格的なマルチステークホルダー・プロセスを導入する必要があるのではないか？**

- ・上記の課題は、直接関わりを持つ主体が単独で取り組むよりも、社会を構成する広範な主体がそれぞれの役割を果たし、組織の垣根を越えて協働することにより、短期的な負担を超えた、より大きな効果がもたらされる可能性が高い。
- ・協働の実現にあたっては、主体間で信頼感が醸成され、目標や負担について関係者の十分な理解と支持が得られることが前提となる。
- ・このため、広範なステークホルダーが主体的に参画し、経験や認識を共有するとともに、包括的で透明性ある対話に基き、目標や協働の在り方を模索する、新たな社会的合意形成と取組促進の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）が必要となる。

## (3) 円卓会議の目的

**上記を踏まえ、円卓会議の目的を以下のように設定してはどうか？**

広範なステークホルダー代表により構成される円卓会議は、

- ・マルチステークホルダー・プロセスに基づいた新たな社会的合意形成や取組促進の枠組みを提供することを通じて、
- ・社会を構成する多様な主体の協働の在り方を模索するとともに、個々の組織の社会的責任の取組を支える環境整備を総合的かつ戦略的に推進することで、
- ・安全・安心で持続可能な未来に向け、ステークホルダーへの説明責任に立脚した新たな経済社会システムを構築することを目的とする。

#### (4) マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議

**円卓会議をマルチステークホルダー・プロセスとして機能させるため、ステークホルダーの議論への参加について、以下のような工夫を行ってはどうか？**

##### **主要ステークホルダー・グループの参加**

- ・円卓会議の委員は、事業者団体代表、消費者団体代表、労働組合代表、投資家代表、その他のNPO代表、専門家及び行政により構成する。

##### **ボトムアップによる委員候補の選出（P）**

- ・各ステークホルダー・グループは、関連団体による準備会合を開催するなど、毎年度の審議内容に応じ、透明で開かれた公正な過程を経て候補者の選出を行う。
- ・準備会合の開催にあたっては、必要に応じ地域別や分野別の対話の場を設けるなど、可能な限りボトムアップによる民主的な過程を踏まえることとする。
- ・個々のステークホルダーは、候補者の選出を通じて円卓会議の議論に間接的に参画する。

##### **運営委員会（後述）による支援**

- ・運営委員会は、広範なステークホルダーの議論への参加を確保するため、積極的に周知啓発活動を行うとともに、必要に応じて、ステークホルダー別準備会合の開催を支援する。

## 2. 円卓会議の審議事項についての考え方

### (1) 基本事項

**取り上げる具体的な審議事項については、マルチステークホルダー・プロセスの理念に従って、以下の基本事項をもとに参加者自身が決定することとしてはどうか？**

- ）安全・安心で持続可能な未来に向け、各主体が果たし得る役割と協働の在り方。各主体が役割を果たす上で直面する問題を協働で克服する方策。取り上げる具体的な社会的課題については、以下の基本項目に従って、運営委員会で審議の上、総会が決定する。
- ・ **国民生活における安全・安心の確保**  
「官から民へ」の流れの中にあっても、自由で活力ある経済活動の基盤として取り組むべき課題
- ・ **我が国経済社会の持続可能性の確保**  
環境問題、少子・高齢化への対応、個性の尊重に基づくダイバーシティ社会の実現など、世代間と世代内の問題が密接に関わり合い、我が国経済社会の持続可能性を確保する上で必要な課題
- ・ **地球及び人類の持続可能性の確保**  
気候変動等の地球規模での環境問題や、発展途上国における貧困や人権の問題など、グローバル社会全体の持続可能性を脅かし、特に我が国が責任ある経済大国として取り組むべき課題
- ）社会的責任投資や社会的責任調達の促進策など、社会的責任の取組を支える市場環境の整備策
- ）事業活動が環境や社会に与える影響や、問題解決のために自らができることについて、一般の消費者や労働者の関心を高めるための普及啓発活動の在り方や、社会的責任の取組を担う各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）のための取組
- ）社会的責任に取り組む組織の便に資するため、関係省庁間の連携を確保するとともに、政府として内外に向けた一元的な情報発信を行うための取組

## (2) 審議事項の決定に当たっての3原則

**対立ではなく協働を模索すること、各主体の取組の多様性を尊重すること、関係者の参加と合意を前提とすることについての配慮を具体化するため、審議事項の決定に当たっては、以下の3原則に従うこととしてはどうか？**

### 協働の原則

特定の主体に対する要求のみを行うということではなく、各主体が単独では解決できない課題や、協働によってより大きな成果を挙げ得る課題を扱うこと。

### 補完性の原則

社会的責任の取組は、個々の組織とそのステークホルダーとの多様な相互関係を基礎としながら、これを地域や分野ごとのネットワークなどより大きな単位の取組が補完し、さらに社会全体としての取組がこれを補完する役割を果たす、重層的な関係の中で、各主体の多様性を尊重しながら促進されるべきである。したがって円卓会議では、より小さい単位の取組によっては解決できないか、より大きな単位の取組を重ねることで効果が拡大する課題を扱うこと。

### 参加の原則

個別の社会的課題ごとに審議すべき事柄については、当該課題の関係者の合意と参加を得ること。

### 3. 円卓会議の機構と運営についての考え方（P）

**円卓会議の機構は、総会及び部会の2部構成の審議を基本としてはどうか？また、ステークホルダーの実務担当から構成される運営委員会を設置し、ステークホルダー自身が運営に積極的に関与する形としてはどうか？**

#### （1）総会

- ・毎年度の審議事項の決定
- ・部会の設置
- ・勧告等の取りまとめ

#### （2）部会

- ・課題別に各主体の役割や協働の在り方を具体化するほか、社会的責任の取組を促進するための環境整備策について審議

#### （3）運営委員会

- ・総会及び部会の運営
- ・毎年度の審議方針案の検討
- ・ステークホルダー別準備会合の開催支援
- ・円卓会議に必要な調査研究や周知・啓発の方針について審議

### 4. その他のルール

**その他、円卓会議における議論を建設的で実効性のあるものとするため、以下のように留意点をルール化してはどうか？**

#### 国際的な議論の動向との整合性の確保

審議にあたっては、社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保する。

#### 具体的事例を取り上げる際の留意点

審議を深めるために委員で事例を共有する場合を除き、事件や事故に対する個別組織の具体的な対応を取り上げ、これを批判することはしない。審議を深めるために具体的な事例を取り上げる場合も、議事を非公開とするなど、円卓会議での議論を通じて個別組織が社会の批判を受けることのないよう慎重な対応を行う。

#### 建設的な議論

円卓会議は各主体の協働の在り方を模索する場であり、非生産的な批判を行う場ではない。したがって、各委員は、個別の組織や団体に対する一方的な非難は避ける。そのような発言があった場合、当該発言は議事に残さない。